

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;"><u>令和3年9月15日 制定</u> <u>令和4年6月2日 一部改正</u></p> <p style="text-align: right;">財務省</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 個票データ等の利用申出手続</p> <p>1 あらかじめ明示しておくべき事項</p> <p>個票データ等の利用申出手続を行うにあたって、本ガイドライン及び利用規約に定める事項のほかに、申出者があらかじめ了知しておくべき事項は以下のとおりである。財務省は、本ガイドライン及び利用規約とともに、これらの事項をホームページ等において広く周知するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>申出者の人数は、原則として5名以内とする。ただし、共同研究の実施期間内の研究目的達成のために必要不可欠な場合には、当該上限を超える人数の参加を認める。</u></p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 申出書の記載事項及び添付書類</p> <p>代表者になっている申出者は、財務省が別に定める様式に従い(1)の事項</p>	<p style="text-align: right;"><u>令和3年9月15日</u></p> <p style="text-align: right;">財務省</p> <p>第1～第4 [同 左]</p> <p>第5 個票データ等の利用申出手続</p> <p>1 あらかじめ明示しておくべき事項</p> <p>個票データ等の利用申出手続を行うにあたって、本ガイドライン及び利用規約に定める事項のほかに、申出者があらかじめ了知しておくべき事項は以下のとおりである。財務省は、本ガイドライン及び利用規約とともに、これらの事項をホームページ等において広く周知するものとする。</p> <p>(1)・(2) [同 左]</p> <p>(3) <u>個票データ等の申出者の人数は原則として5名を上限とすること。</u></p> <p>(4)～(7) [同 左]</p> <p>2～5 [同 左]</p> <p>6 申出書の記載事項及び添付書類</p> <p>代表者になっている申出者は、財務省が別に定める様式に従い(1)の事項</p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>を記載した申出書を作成し提出するものとする。また申出書には、(2)の事項を記載した書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 個票データ等の利用に関する申出書</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>[削 除]</p> <p>⑥ 各申出者の分析結果等の利用場所</p> <p>⑦ 各申出者の本ガイドライン、利用規約及び財務省が事前に説明・確認した内容についての了承の有無</p> <p>⑧ 個票データ等の利用目的</p> <p>⑨ 公募している研究テーマ</p> <p>⑩ 研究等の名称及び概要（研究等の内容、個票データ等の利用方法、作成する資料等の内容等）</p> <p>⑪ 他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性</p> <p>⑫ 研究等の成果の公表の時期及び方法並びに発表予定の内容</p> <p>⑬ 個票データ等の利用期間</p> <p>⑭ その他必要な事項</p> <p>(2) [略]</p>	<p>を記載した申出書を作成し提出するものとする。また申出書には、(2)の事項を記載した書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 個票データ等の利用に関する申出書</p> <p>①～⑤ [同 左]</p> <p>⑥ 各申出者の過去の研究等の実績（⑪の記載事項と関連する分野での過去の研究等の実績や、マイクロデータを用いた研究等の実績。なお、マイクロデータを用いた研究等については、用いたマイクロデータの概要についても記載すること。）</p> <p>⑦ 各申出者の分析結果等の利用場所</p> <p>⑧ 各申出者の本ガイドライン、利用規約及び財務省が事前に説明・確認した内容についての了承の有無</p> <p>⑨ 個票データ等の利用目的</p> <p>⑩ 公募している研究テーマ</p> <p>⑪ 研究等の名称及び概要（研究等の内容、個票データ等の利用方法、作成する資料等の内容等）</p> <p>⑫ 他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性</p> <p>⑬ 研究等の成果の公表の時期及び方法並びに発表予定の内容</p> <p>⑭ 個票データ等の利用期間</p> <p>⑮ その他必要な事項</p> <p>(2) [同 左]</p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第6・第7 [略]</p> <p>第8 利用承諾後の個票データ等の利用の手続</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3 研究テーマの公表</u> 財務省は、承諾した研究テーマ及び共同研究者名等について、ホームページ等により公表するものとする。</p> <p><u>4 共同研究の実施方法</u> 個票データ等の利用者は財務総合政策研究所との共同研究の実施に当たり、財務総合政策研究所職員と共同して研究活動を行うものとする。なお、共同研究の開始にあたっては、研究計画書等に基づき、財務総合政策研究所と研究の進め方等について協議することとする。</p> <p><u>5 共同研究に関する報告</u> 個票データ等の利用者は、1年に1回程度、財務省に対して個票データ等を利用した財務総合政策研究所との共同研究の進捗状況について報告を行うものとする。 また、研究等の成果については、別途、財務総合政策研究所において報告会を実施するものとする。</p> <p>第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合</p> <p>1 利用者の都合により変更が生じた場合の手続</p>	<p>第6・第7 [同 左]</p> <p>第8 利用承諾後の個票データ等の利用の手続</p> <p>1・2 [同 左]</p> <p>[新 設]</p> <p><u>3 共同研究の実施方法</u> 個票データ等の利用者は財務総合政策研究所との共同研究の実施に当たり、財務総合政策研究所職員と共同して研究活動を行うものとする。なお、共同研究の開始にあたっては、研究計画書等に基づき、財務総合政策研究所と研究の進め方等について協議することとする。</p> <p><u>4 共同研究に関する報告</u> 個票データ等の利用者は、1年に1回程度、財務省に対して個票データ等を利用した財務総合政策研究所との共同研究の進捗状況について報告を行うものとする。 また、研究等の成果については、別途、財務総合政策研究所において報告会を実施するものとする。</p> <p>第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合</p> <p>1 利用者の都合により変更が生じた場合の手続</p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>財務省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。</p> <p>(1) 有識者会議の審査を要しない変更</p> <p>財務省が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合は、代表者になっている申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに財務省に届け出る。</p> <p>① [略]</p> <p>② 利用者の人事異動等に伴い所属機関に関する申出内容（所属機関名等）に<u>変更が生じた場合（ただし、所属機関自体が変更になった場合は、第8の1(2)の手続も行うものとする）</u></p> <p>③～⑦ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第10 利用後の措置等</p> <p>1 中間生成物の措置について</p> <p>各利用者は、個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、利用者が保有する中間生成物については、データ、印刷物等の保存形式の如何を問わず全て消去し、データ措置報告書を用いて、財務省に報告しなければならない。</p> <p>その際、各利用者は、将来における当該研究等の成果の再検証等に<u>必要</u></p>	<p>財務省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。</p> <p>(1) 有識者会議の審査を要しない変更</p> <p>財務省が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合は、代表者になっている申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに財務省に届け出る。</p> <p>① [同 左]</p> <p>② 利用者の人事異動等に伴い所属機関に関する申出内容（所属機関名等）に<u>変更が生じた場合</u></p> <p>③～⑦ [同 左]</p> <p>(2) [同 左]</p> <p>2～4 [同 左]</p> <p>第10 利用後の措置等</p> <p>1 中間生成物の措置について</p> <p>各利用者は、個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、利用者が保有する中間生成物については、データ、印刷物等の保存形式の如何を問わず全て消去し、データ措置報告書を用いて、財務省に報告しなければならない。</p> <p>その際、各利用者は、将来における当該研究等の成果の再検証等に<u>必要</u></p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>な文書、データ及びプログラム</u>を事前に財務省に移管しなければならない。 なお、財務省は<u>移管された文書、データ及びプログラム</u>について適切に保存することとする。</p> <p>また、<u>移管された文書、データ及びプログラム</u>のうち第3の1(1)に規定する統計的研究の発展に資すると財務省が判断したものについては、当該共同研究に参加した各利用者の合意に基づき、財務総合政策研究所で事後に実施する研究において利用できるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第11～第13 [略]</p> <p>[削 除]</p> <p>別紙 [略]</p>	<p><u>なデータ及びプログラム</u>を事前に財務省に移管しなければならない。なお、財務省は<u>移管されたデータ及びプログラム</u>について適切に保存することとする。</p> <p>また、<u>移管されたデータ及びプログラム</u>のうち第3の1(1)に規定する統計的研究の発展に資すると財務省が判断したものについては、当該共同研究に参加した各利用者の合意に基づき、財務総合政策研究所で事後に実施する研究において利用できるものとする。</p> <p>2 [同 左]</p> <p>第11～第13 [同 左]</p> <p><u>第14 ガイドラインの施行時期</u> 本ガイドラインは、令和3年9月15日より施行する。</p> <p>別紙 [同 左]</p>

個票データ等の利用規約改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;"><u>令和3年9月15日 制定</u> <u>令和4年6月2日 一部改正</u></p> <p style="text-align: right;">財務省</p> <p>(総則)</p> <p>第1条</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 利用者及び財務省は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。なお、本規約に定めのない事項についてはガイドラインに基づくものとし、本契約の成立後に<u>ガイドラインが改正された場合、利用者の同意がある場合を除き</u>、利用した個票データ等の取扱いについては、改正されたガイドラインの施行後も、なお従前の例による。</p> <p>8・9 [略]</p> <p>第2・3条 [略]</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第4条 利用者は、個票データ等の利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 個票データ等の利用申出者は、<u>原則として5名以内とする。ただし、共同研究の実施期間内の研究目的達成のために必要不可欠な場合には、</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>令和3年9月15日</u></p> <p style="text-align: right;">財務省</p> <p>(総則)</p> <p>第1条</p> <p>1～6 [同 左]</p> <p>7 利用者及び財務省は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。なお、本規約に定めのない事項についてはガイドラインに基づくものとし、本契約の成立後に<u>ガイドラインが改正された場合</u>、利用した個票データ等の取扱いについては、改正されたガイドラインの施行後も、なお従前の例による。</p> <p>8・9 [同 左]</p> <p>第2・3条 [同 左]</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第4条 利用者は、個票データ等の利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。</p> <p>一～三 [同 左]</p> <p>四 個票データ等の利用申出者は<u>原則5名を上限とすること</u></p>

個票データ等の利用規約改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>当該上限を超える人数の参加を認める</u></p> <p>五～九 [略]</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(申出書記載事項の変更)</p> <p>第6条 代表者になっている申出者は、次の各号に係る申出書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに所属等変更届出書を財務省に提出するものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 利用者の人事異動等に伴い所属機関に関する申出内容(所属機関名等)に<u>変更が生じた場合(ただし、所属機関自体が変更になった場合は、ガイドライン第8の1(2)の手続も行うものとする)</u></p> <p>三～七 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第7～第17条 [略]</p> <p>別表 [略]</p>	<p>五～九 [同 左]</p> <p>第5条 [同 左]</p> <p>(申出書記載事項の変更)</p> <p>第6条 代表者になっている申出者は、次の各号に係る申出書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに所属等変更届出書を財務省に提出するものとする。</p> <p>一 [同 左]</p> <p>二 利用者の人事異動等に伴い所属機関に関する申出内容(所属機関名等)に<u>変更が生じた場合</u></p> <p>三～七 [同 左]</p> <p>2～4 [同 左]</p> <p>第7～第17条 [同 左]</p> <p>別表 [同 左]</p>